

# **令和7年度 第1回 認知症バリアフリーWG 事務局資料**

**令和7年10月16日**

**日本認知症官民協議会**

**認知症バリアフリーWG 事務局**

# 第1回 認知症バリアフリーWG（令和7年10月16日）の議題

1. 本WGの位置付け、活動内容等のご報告
2. 「認知症バリアフリー宣言等検討委員会」における検討状況等のご報告と討議
  - ① 認知症バリアフリー宣言の今後のあり方について  
**<休憩>**
  - ② 認知症バリアフリーWGの今後の取組のあり方について

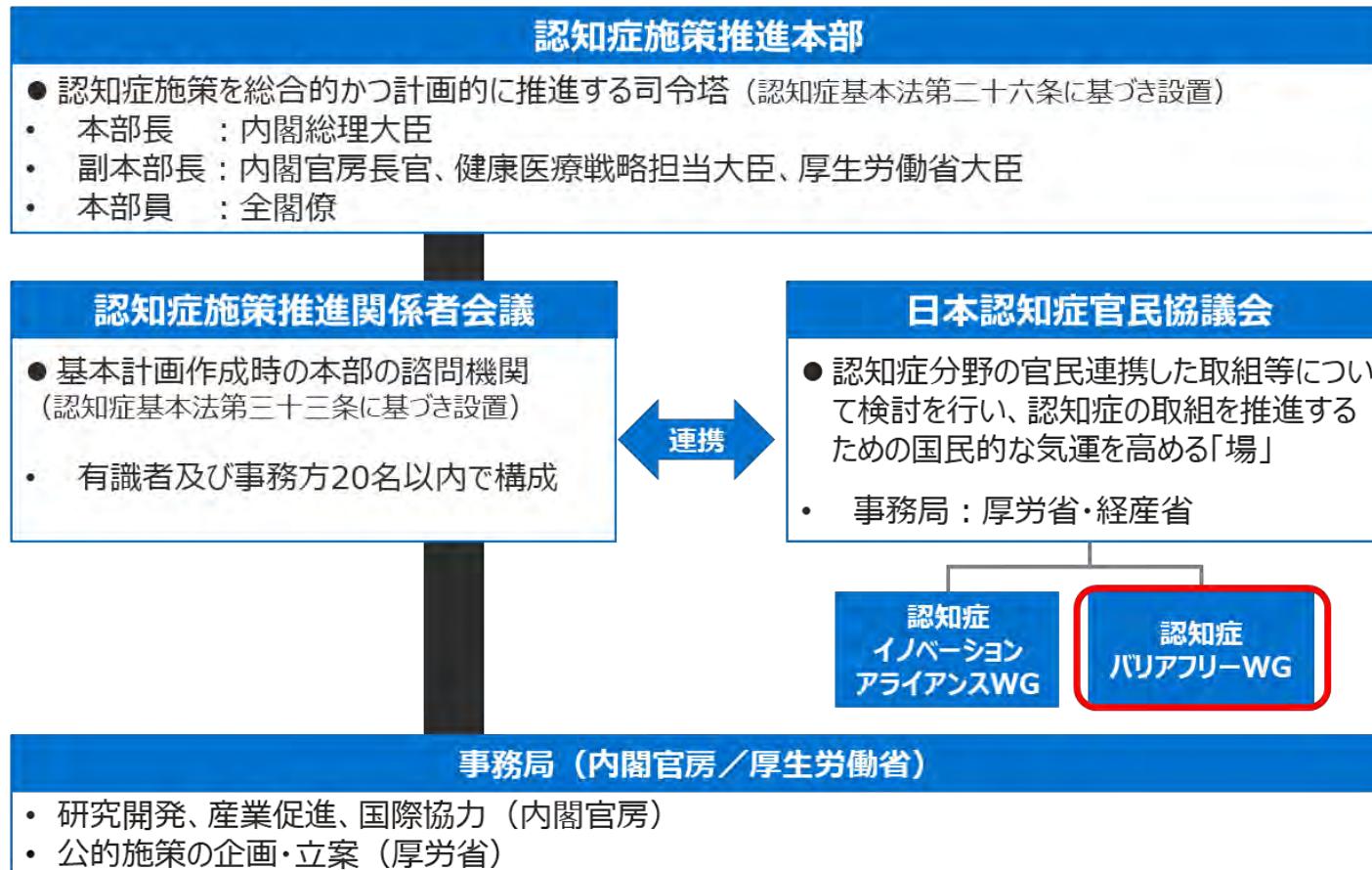
---

# **本WGの位置付け、活動内容等のご報告**

# 認知症バリアフリーWGの位置付け

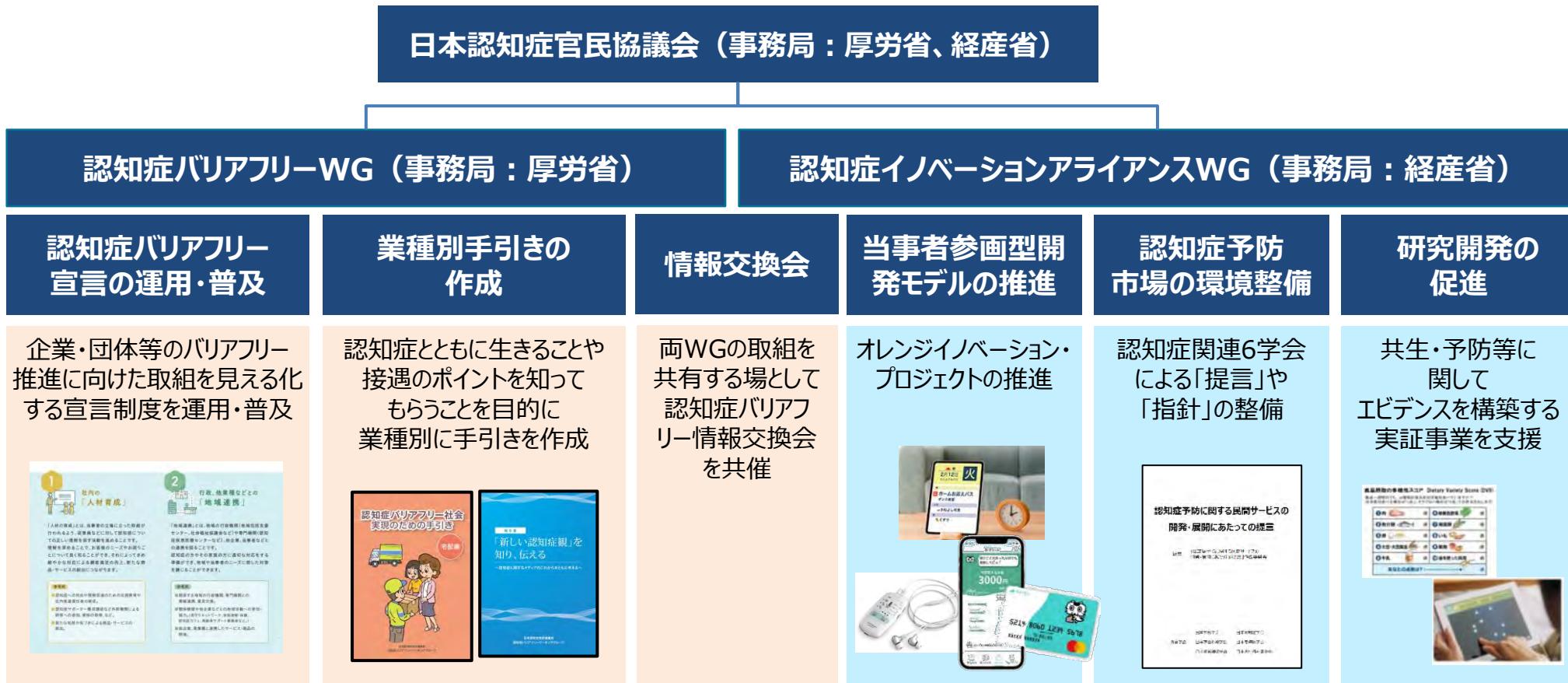
- 日本認知症官民協議会のもと、経産省主導で産業創出を図る認知症イノベーションアライアンスWGと**厚労省主導で官民での「バリアフリー対応」の具現化を目指す認知症バリアフリーWG**が連携しながら、取組が進められている。
- 認知症バリアフリーWG**では、認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくため、**現状あるバリア（障壁）**を探求し、「**認知症バリアフリー社会**」の構築に向けた施策の検討等を行う。

## （政府における認知症施策の推進体制）



# 認知症バリアフリーWGの主な活動

- 日本認知症官民協議会は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる「認知症バリアフリー社会」の実現を目指し、官民一体となって認知症に関する課題に取り組むことを目的としている。
- 認知症イノベーションアライアンスWGでは当事者参画型開発モデルの推進、認知症予防市場の環境整備、研究開発の促進を主に実施。**認知症バリアフリーWGでは認知症バリアフリー宣言の運用・普及、業種別手引きの作成を主に実施。2023年度からは両WG共催で認知症バリアフリー情報交換会を開催。**



# 認知症バリアフリー宣言等検討委員会の設置 ①位置づけ、目的

- ・ 国の認知症施策の推進にあたって、昨年度までは日本認知症官民協議会、認知症イノベーションアライアンスWG、認知症バリアフリーWGの3つの会議体が設置されていた。
- ・ 「認知症バリアフリー宣言」や「認知症バリアフリーWG」の今後のあり方の検討を行うことを目的として、認知症バリアフリーWGに紐づく会議体として「認知症バリアフリー宣言等検討委員会」を今年度新たに設置した。



# 認知症バリアフリー宣言等検討委員会の設置 ②委員構成等

- 「認知症バリアフリー宣言検討委員会」の委員構成は以下の通り。本日までに計2回の会議を開催済み。

## 【認知症バリアフリー宣言等検討委員会 委員名簿 ※50音順、敬称略】

氏名	ご所属
伊藤 浩美	株式会社福井銀行 リスク統括グループ コンプライアンス統括チーム
内田 知康	静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 福祉長寿政策課 福祉長寿政策班長
小山 遊子	株式会社イトーヨーカ堂 サステナビリティ推進部 総括マネジャー
成本 迅 【座長】	京都府公立大学法人 京都府立医科大学大学院 医学研究科 精神機能病態学 教授
根本 豊	株式会社HAKUHODO ITTENI 取締役 戦略コンサルティング本部 総括
藤田 和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 相談役理事
松尾 真二	さいたま市 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課 係長
矢吹 知之	高知県立大学 社会福祉学部 教授
山中 しのぶ	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
和田 誠	公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事

### 【開催日程】

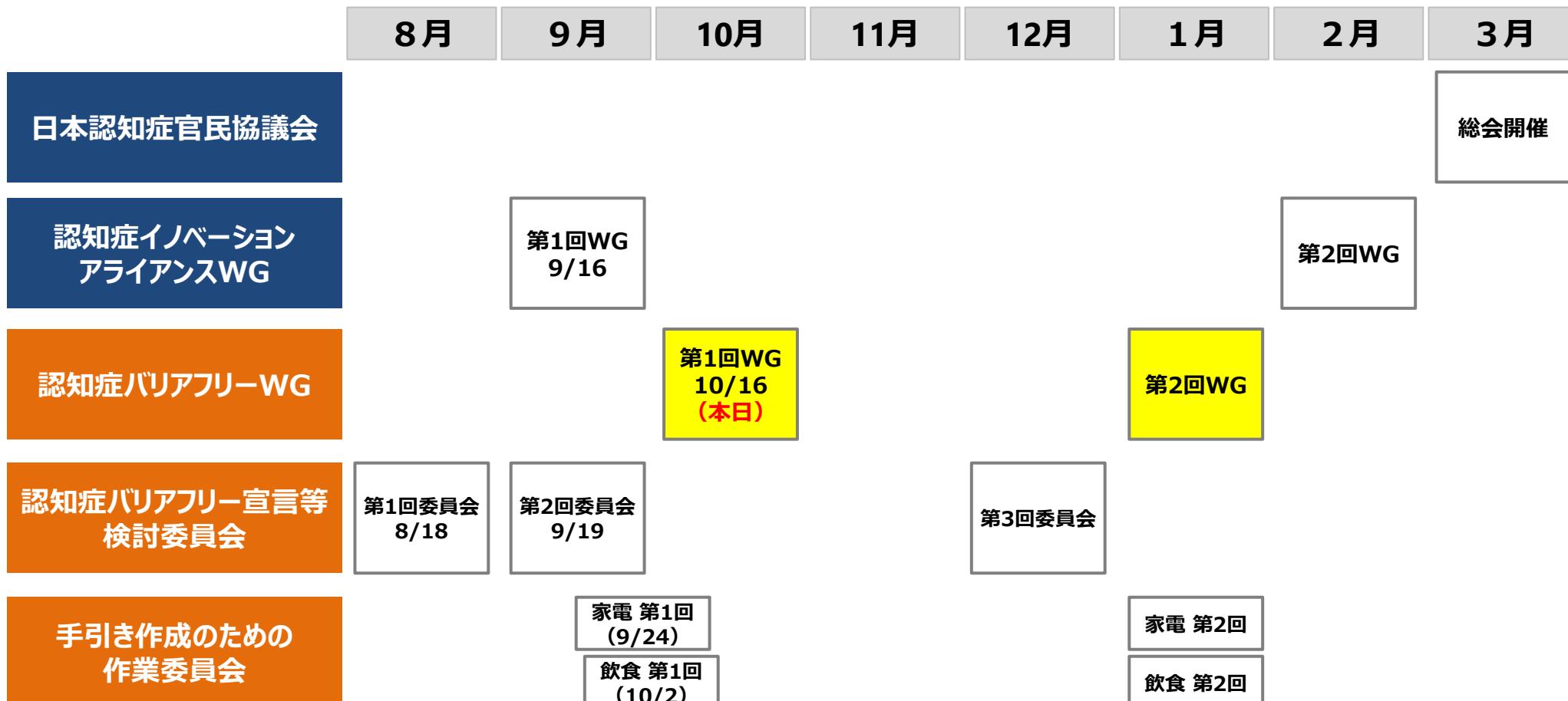
- 第1回：8月18日（月）10:00-12:00
- 第2回：9月19日（金）10:00-12:00
- 第3回：12月頃開催予定

### 【主な議論事項】

- 認知症バリアフリー宣言の今後のあり方
- 認知症バリアフリーWGの今後の取組のあり方

# 令和7年度の各会議体の開催スケジュールの想定

- ・ 今年度、認知症バリアフリーWGは年度中2回（10月16日、1月）  
認知症バリアフリー宣言等検討委員会は年度中3回（8/18、9/19、12月頃）の開催を予定。



---

# **「認知症バリアフリー宣言等検討委員会」における 検討状況等のご報告と討議**

## **①認知症バリアフリー宣言の今後のあり方について**

# 認知症バリアフリー宣言の概要（1/2）

- ・認知症バリアフリー宣言は、「企業・団体等が認知症バリアフリー推進に向けての方針・方向性等を示し、見える化することにより、認知症の人や家族等にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できる環境を提供するとともに、認知症バリアフリー社会の機運を醸成すること」を目的として、2022年3月より開始。
- ・宣言の登録にあたっては、以下4つの基準を設定。認証制度ではないことから、登録にあたっては記載事項の抜け漏れがないか等の「確認」のみを厚生労働省及び宣言事務局（＝日本総研）が行い、登録内容の「審査」は実施していない。
- ・なお、申請時及び2年に1回の更新時には事務手数料として「5000円」の支払いを申請企業に求めている。

## 認知症バリアフリー宣言の登録基準

**1 社内の「人材育成」**

「人材の育成」とは、当事者の立場に立った取組が行われるよう、従業員などに対して認知症についての正しい理解を促す活動を進めることです。理解を深めることで、お客様のニーズやお困りごとについて良く知ることができ、それによってきめ細やかな対応による顧客満足の向上、新たな商品・サービスの創出につながります。

**参考例**

- 認知症への対応や理解促進のための社員教育や社内推進責任者の育成。
- 認知症サポートセンター養成講座など外部機関による研修への参加、資格の取得、など。
- 新たな知見や気づきによる商品・サービスの創出。

**2 行政、他業種などの「地域連携」**

「地域連携」とは、地域の行政機関（地域包括支援センター、社会福祉協議会など）や専門機関（認知症疾患医療センターなど）、他企業、当事者などとの連携を図ることです。認知症の方やその家族の方に適切な対応をする準備ができ、地域や当事者のニーズに即した対策を講じることができます。

**参考例**

- 関係する地域の行政機関、専門機関との情報連携、意見交換。
- 関係機関や他企業などの地域活動への参加・協力。（見守りネットワーク、徘徊通報・保護、認知症カフェ、高齢者サポート事業者など。）
- 他企業、異業種と連携したサービス・商品の開発。

**3 認知症をサポートする「社内制度」**

「社内制度」とは、企業・団体などにおいて介護のための離職防止や当事者が働き続けられるなどの内部の環境づくりを行うことです。安心して継続的に働ける制度を整備することで、ワークライフバランス、企業に対する信頼性が向上し、その結果、人材の確保、定着性の向上など、従業員エンゲージメントに寄与します。

**参考例**

- 業務環境・内容、勤務時間など、症状・進行状態や本人の意思をできるだけ考慮した配属。
- 介護者の介護休暇、勤務時間（フレックス、新規など）、勤務場所（在宅、サテライトオフィスなど）の柔軟な対応。
- 認知症を含めた、さまざまな「介護と仕事の両立」「治療と仕事の両立」の制度化。

**4 お客様が利用しやすい「環境整備」**

「環境整備」とは、お客様やその家族が利用しやすい店舗やWEBサイトなどの環境を整えること。また、従業員がストレスなく働ける職場とするためハード、ソフト両面を向上させることです。店舗や職場が整備されることで、誰もが安心して利用、就労できる環境が整い、顧客満足、従業員エンゲージメントが向上します。

**参考例**

- 店舗のレイアウトや動線などの安全性、掲示物の見やすさなどハード面の整備。
- 優先時間帯やお客様を急かさないスローレジなどソフト面の取組。
- 支援スタッフの配置や接遇マニュアルの整備により、施設・設備に大きく手を入れなくてもお客様のお困りごとに対応する。

出所：一般財団法人日本規格協会「厚生労働省 令和3年度 老人保健健康増進等事業 認知症に関する企業等の『認知症バリアフリー宣言（仮称）』及び認証制度の実施及び普及に向けたあり方に関する調査研究事業企業・団体の皆様にご参加いただくためのガイドブック」

# 認知症バリアフリー宣言の概要 (2/2)

- 認知症バリアフリー宣言に登録された企業・団体等の取組は、認知症バリアフリー宣言ポータルで公表されている。

**宣言組織の検索**



トップページ > 会員組織の検索 > 認知症バリアフリー宣言 LOOVIC株式会社

**認知症バリアフリー宣言**  
**LOOVIC株式会社**

掲載日: 2023/03/20  
最終更新日: 2023/03/20

業種: 学術研究/専門・技術サービス業  
本店又は主たる事務所の所在地: 〒222-0026 神奈川県横浜市港北区綱原町1257-37  
宣言組織の代表者: 代表取締役 山中 翔  
電話番号: 07043936078  
メールアドレス: contact@loovic.co.jp

**認知症バリアフリー宣言の内容**

当社LOOVICは、認知症のある方が安心して外出し、社会とのつながりを保ちながら豊かな生活を送ることができるように、安心して暮らすことを目指し、認知症バリアフリーに貢献します。

私たち、認知症のある方が抱える移動や空間認知の課題を解決するため、音声ナビガイドサービスを提供しています。このサービスは、家族や施設スタッフ、地域住民が提供する生の音声を活用し、支援者がそばにいるような心地や安心感を届けることを目指しています。また、地域や場所の個性を生かしたガイドを通して、移動そのものを楽しむことを提供します。

当社は「認知症バリアフリー宣言基準」に基づき、サービスの提供にあたるとともに、「維持管理遵守事項」および「誓約書」を遵守します。そして、認知症のある方が自立した生活を送るために必要な支援環境の整備を継続的に行なうことを目指しています。

LOOVICは、これからも人ととのつながりを大切にし、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて努力します。

## 宣言組織の掲載 (例)

**「人材の育成」についての具体的取組**

社外教育

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々の課題解決に向け、音声ナビガイドサービスの開発を進めています。このサービスでは、家族や地域住民、施設スタッフなどが主体的に参加し、生の声を活用した移動支援を提供します。そのため、私たちは、これらの支援者が簡単にガイドを作成し、利用者に寄り添う方法を学ぶための研修やトレーニングプログラムを提供し、人材育成に力を入れています。

また、地域住民や施設スタッフが利用者の特性を理解し、柔軟かつ個性に応じた案内ができるよう、支援技術や知識を有する仕組みを構築しています。この取り組みにより、利用者だけでなく、支援者自身も成長し、地域全体が認知症バリアフリー社会の形成に貢献できる環境を目指します。

**「社内制度」についての具体的取組**

介護離職防止のための制度 仕事と治療の両立のための制度 認知症になった場合の相談窓口の設置

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々へのサービスを提供するため、社内制度の整備を通じ取り組みを進めています。当社では、認知症や空間認知に関する課題の理解を深めるための定期的な研修プログラムを社員全員に提供し、専門知識や支援技術の向上を図っています。

また、社員が現地の声を直々聞き、サービスに反映できるよう、施設訪問や地域連携の機会を制度として設けています。これに加え、社員が持続的に高い意識を持って業務に取り組めるよう、柔軟な働き方を推進しています。具体的には、フレックスタイム制度やリモート勤務を自己申告制とし、それぞれのライフスタイルや業務内容に合わせた自由な勤務体制を可能にしています。

さらに、業務委託スタッフやインターンシップ参加者についても、自由度の高い働き方を尊重し、共感を基盤としたチーム作りを支援しています。業務改善の提案も積極的に受け入れ、風通しの良い職場環境を整えることで、社員一人ひとりが主体性を持って認知症バリアフリー社会の実現に貢献できる体制を構築しています。

これらの社内制度を通じて、サービスの質を向上させるとともに、多様な働き方を支援しながら、全てのメンバーが価値ある取り組みに参加できる環境を目指しています。

**「地域連携」についての具体的取組**

自治体・専門機関等との情報交換 地域の見守りネットワーク等への参加

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々の課題解決に向け、地域社会との連携を重視した音声ナビガイドサービスの開発を行っています。私たちは、家族や施設スタッフ、地域住民が主体となり、生の声を活用した移動支援を提供する仕組みを構築しています。

地域連携の一環として、自治体や地域団体と協力し、地域特有の課題を共有・解決するための実証実験やフィードバックの仕組みを設けています。さらに、地域住民が地元の魅力や知識をナビガイドに反映させることで、地域全体で認知症のある方々を支える環境づくりを進めています。この取り組みにより、利用者が安心して移動できるだけでなく、地域住民が相互に支え合う仕組みを構築し、地域の活性化にも貢献しています。

**「環境整備」についての具体的取組**

接遇マニュアルの整備 支援スタッフの配定 認知症の方にも分かりやすい掲示物の工夫

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々が安心して暮らせる環境を整備することを重視し、音声ナビガイドサービスの開発を行っています。当社は、認知症のある方々が直面する移動時の不安や課題を軽減するため、利用者と地域社会の双方が安心できる環境づくりを進めています。

具体的には、スマートフォンアプリを活用し、誰でも簡単にアクセスできる移動支援ツールを提供するとともに、地域の施設や公共スペースが認知症に優しい環境となるよう、協力団体との連携を図っています。また、利用者が快適にサービスを利用できるよう、ユーザーインターフェースの直感的な設計や、多言語対応などのインクルーシブな取り組みを進めています。これらの環境整備により、認知症のある方々が自立して移動し、地域社会とつながり続けることができる持続可能な仕組みを構築しています。

# 認知症バリアフリー宣言の登録状況

- 現在、認知症バリアフリー宣言を行っている企業・団体は計50団体（2025年10月6日現在）

No	企業・団体名	所在地	業種
2025 年度	日本医療福祉生活協同組合連合会	東京都	医療/福祉
	生活協同組合パルシステム埼玉	埼玉県	サービス業 (他に分類されないもの)
	生活協同組合コープあいち	愛知県	サービス業 (他に分類されないもの)
	静岡県	静岡県	公務 (他に分類されるものを除く)
	福井県民生活協同組合	福井県	複合サービス事業
	株式会社マルタケ	新潟県	卸売業/小売業
	大樹生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
	全国コープ福祉事業連帯機構	東京都	医療/福祉
	日本生活協同組合連合会	東京都	卸売業/小売業
	株式会社サーベイリサーチセンター	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
2024 年度	合同会社トラベルケアふくおか	福岡県	生活関連サービス業/ 娯楽業
	LOOVIC株式会社	神奈川県	学術研究/ 専門・技術サービス業
	司法書士法人ともえみ	大阪府	サービス業 (他に分類されないもの)
	豊鉄バス株式会社	愛知県	運輸業/郵便業
	豊橋鉄道株式会社	愛知県	運輸業/郵便業
	一般社団法人 おか桃会	岡山県	医療/福祉
	株式会社バーソン・サポート糸	福岡県	医療/福祉
	株式会社セブン＆アイ・フードシステムズ	東京都	宿泊業/飲食サービス業
2023 年度	第一生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
	第一フロンティア生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
	KAERU株式会社	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
	株式会社セットアップ	岡山県	情報通信業
	SOMPOコーポレートサービス株式会社	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
	SOMPOケアフーズ株式会社	東京都	医療/福祉
	株式会社Sun・Ju・想	北海道	医療/福祉

No	企業・団体名	所在地	業種
2022 年度	SOMPOホールディングス株式会社	東京都	金融業/保険業
	株式会社プライムアシスタンス	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
	トリニティ・テクノロジー株式会社	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
	SOMPOケア株式会社	東京都	医療/福祉
	株式会社ハラダ事務機商会	大阪府	卸売業/小売業
	SOMPOダイレクト損害保険株式会社	東京都	金融業/保険業
	明治安田生命保険相互会社	東京都	金融業/保険業
	愛知県中央信用組合	愛知県	金融業/保険業
	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
	日本生命保険相互会社	大阪府	金融業/保険業
2021 年度	三井住友信託銀行株式会社	東京都	金融業/保険業
	但陽信用金庫	兵庫県	金融業/保険業
	朝日生命保険相互会社	東京都	金融業/保険業
	社会福祉法人 晋栄福祉会	大阪府	医療/福祉
	太陽生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
	株式会社七十七銀行	宮城県	金融業/保険業
	フコクしんらい生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
	株式会社三井住友銀行	東京都	金融業/保険業
	アーバン警備保障株式会社	大阪府	サービス業 (他に分類されないもの)
	損害保険ジャパン株式会社	東京都	金融業/保険業
	岡三にいがた証券株式会社	新潟県	金融業/保険業
	住友生命保険相互会社	大阪府	金融業/保険業
	株式会社福井銀行	福井県	金融業/保険業
	株式会社イトーヨーカ堂	東京都	卸売業/小売業
	社会福祉法人敬愛園 (介護老人福祉施設アットホーム福岡)	福岡県	医療/福祉

# 認知症バリアフリー宣言等検討委員会における論点

- 認知症バリアフリー宣言等検討委員会では、認知症バリアフリー宣言の今後のあり方について、以下の各論点について「今後の方針案」を検討した。

- 共生社会の実現に向け、認知症バリアフリー宣言制度を今後どのように普及・展開していくべきか。  
(参考：R2～4まで、認知症バリアフリー宣言及び認証制度のあり方について、調査研究を継続実施)
- 特に、以下の点について具体的にどのような取組を行うべきか。
  - 宣言の登録基準（人材育成、地域連携、社内制度、環境整備）の弾力化
  - 自治体単位で実施されている類似の登録制度との連携の強化
  - 宣言制度及び宣言企業・団体等と本人の関わりの強化
  - 宣言を行った企業・団体の取組を支援する仕組みの充実 及び  
宣言制度及び宣言企業・団体に関する情報発信の充実
  - 宣言手数料の見直し（廃止）

## 【参考】

- ・基本計画：認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等(Ⅲ 2(1))  
認知症バリアフリー宣言を始めとする地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進を支援する。

# 論点1 宣言の登録基準の弾力化

- 認知症バリアフリー宣言等検討委員会での議論を踏まえた「宣言基準の登録基準の弾力化」に関する方針案は以下の通り。

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を受け、認知症バリアフリー社会の機運醸成に向け、認知症バリアフリー宣言制度のより一層の普及・拡大が求められている。
- 宣言の登録にあたっては人材育成、地域連携、社内制度、環境整備の4項目についての取組実績の記載が必須要件となっているが、大企業、中小企業、自治体等、宣言主体が多様化するなかで、宣言基準の弾力化を求める意見がある。それらを踏まえ、宣言の登録基準の一部見直しを行う。
- 一方、見直しにより宣言制度の趣旨からの逸脱、宣言の質の低下が生じることは避けるべきであることから、4項目から項目数を減らすことは望ましくないとの意見もある。
- そこで、現行の4項目は維持しつつ、業種や業態の特殊性、企業規模の制約等から正当な理由がある場合、4項目のうち、1項目以上の取組実績があれば、宣言を認める（例：店舗等がない業種の場合「環境整備」に関する取組は無しでの申請を認める）こととする。
- なお、取組等の進捗状況を2年に1度の更新のタイミングで確認するとともに、企業・団体等の取組の支援（認知症の人との対話の機会の提供、先進事例の紹介等）を宣言事務局にて検討・実施する。

## 論点2 自治体単位で実施されている類似の登録制度との連携の強化

- 認知症バリアフリー宣言等検討委員会での議論を踏まえた「自治体単位で実施されている類似の登録制度との連携の強化」に関する方針案は以下の通り。

- 現在、国の認知症バリアフリー宣言と自治体独自の認定・認証制度は個別に運用されており、自治体の認定・認証制度についての実態把握も十分には行われていない。
- 今後、国の取組と自治体単位での取組が効果的に連動し、宣言・認定・認証制度に関わる各主体が「ワンチーム」として認知症バリアフリーの実現に向けた取組みを推進し、全国で機運を高めていく仕組みづくりが求められる。
- この仕組みの実現に向け、国において自治体独自の認定・認証制度の実態を定期的に把握し、認知症バリアフリー宣言ポータル上でその内容を発信する。
- また、国と自治体間で、宣言・認定・認証制度に登録している企業・団体等の好事例や企業・団体等の活動に資する情報やナレッジの共有が効果的に行われるようとする。
- 方針案「1 宣言基準の弾力化」を前提として、自治体独自の制度の登録企業を、バリアフリー宣言企業として取り込むなど、自治体との連携を強化する。

## 論点3 宣言制度及び宣言企業・団体等と本人の関わりの強化

- 認知症バリアフリー宣言等検討委員会での議論を踏まえた「宣言制度及び宣言企業・団体等と本人の関わりの強化」に関する方針案は以下の通り。

- 「新しい認知症観」に基づき、認知症バリアフリー宣言の普及・拡大も本人参画で実施することが必要不可欠である。一方、宣言未実施の企業・団体等はもちろんのこと、宣言済みの企業・団体等であっても、認知症の人と対話をする経験や機会が乏しい現状が指摘されている。
- 認知症バリアフリー社会の実現に向けては企業・団体等が認知症の人の声を直接聞くことが重要であることから、**宣言企業や宣言検討中の企業・団体等と認知症の人が対話をする機会を定期的に設ける**
  - 「認知症バリアフリー情報交換会」は事例共有を主としたものであるが、より対話を意識した場を新たに設ける想定。なお、対話の実施頻度、方法等は検討委員会等で継続議論予定。
- また、対話を通じて、企業・団体等と認知症の人の双方にどのような気づきや学び、変化があったかを共有・可視化・発信する仕組みもあわせて検討する。

## 論点4 「宣言を行った企業・団体の取組を支援する仕組みの充実」等

- 認知症バリアフリー宣言等検討委員会での議論を踏まえた「宣言を行った企業・団体の取組を支援する仕組みの充実」及び「宣言制度及び宣言企業・団体に関する情報発信の充実」に関する方針案は以下の通り。

- 企業・団体へのインタビュー調査や各会議で提案があった取組を優先度等を検討の上、順次実施する。
- 以下が現時点での取組案。

### <支援の仕組み>

- 企業・団体の業種別部会の開催
- 企業・団体と自治体との交流会の開催
- 企業・団体が認知症の人と対話する機会の提供
- 有識者等への相談機会の提供 等

### <情報発信の充実>

- 宣言企業・団体のロゴ等を用いた「認知症バリアフリー企業カオスマップ（仮称）」の作成
- 宣言企業・団体の取組をまとめた冊子等の作成
- 宣言企業・団体向けの掲示用ステッカー等の作成（「子ども100番の家」のイメージ）
- ACジャパン広告等を活用した啓発活動の実施 等

## 論点5 宣言手数料の見直し

- 認知症バリアフリー宣言等検討委員会での議論を踏まえた「宣言手数料の見直し」に関する方針案は以下の通り。

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を受け、認知症バリアフリー社会の機運醸成に向け、認知症バリアフリー宣言制度のより一層の普及・拡大が求められていること受け、申請時及び2年に1回の更新時の事務手数料「5,000円」は廃止する。

事務手数料については、ポータルサイトの維持管理費用等を安定的に賄える仕組みを整えるため、実費等を勘案して徴収することとし、制度開始時は、可能な限り少額として、多くの企業・団体が申請しやすいよう、当面5,000円としたもの。

金額については、制度運営や申請件数の状況等に基づいて見直すこととされた。

現在は、厚生労働省の委託事業費によりHPの維持管理等を行っており、手数料の徴収は一時保留中。

- なお、宣言して終わりではなく、宣言後の各宣言主体の取組が継続・拡大するように、2年に1回の更新制度は維持する想定。

# ご意見をいただきたい事項

- 本日、各委員にご意見をいただきたい事項は以下の通り。特に、1について、方針案の見直しの要否、2～4について、追加で実施すべき事項があるかについてご意見をいただきたい。

① 共生社会の実現に向け、認知症バリアフリー宣言制度を今後さらに普及・展開していくために、前述の各論点ごとの方針案について、追加・見直しを行うべき事項等がないか。

- 宣言の登録基準（人材育成、地域連携、社内制度、環境整備）の弾力化
- 自治体単位で実施されている類似の登録制度との連携の強化
- 宣言制度及び宣言企業・団体等と本人の関わりの強化
- 宣言を行った企業・団体の取組を支援する仕組みの充実 及び  
宣言制度及び宣言企業・団体に関する情報発信の充実
- 宣言手数料の見直し（廃止）

---

# **「認知症バリアフリー宣言等検討委員会」における 検討状況等のご報告と討議**

## **②認知症バリアフリーWGの 今後の取組のあり方について**

# 日本認知症官民協議会の取組の全体像

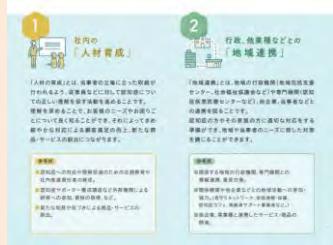
- 日本認知症官民協議会は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる「認知症バリアフリー社会」の実現を目指し、官民一体となって認知症に関する課題に取り組むことを目的としている。
- 認知症バリアフリーWGでは認知症バリアフリー宣言の運用・普及、業種別手引きの作成、認知症イノベーションアライアンスWGでは当事者参画型開発モデルの推進、認知症予防市場の環境整備、研究開発の促進を主に実施。2023年度からは両WG共催で認知症バリアフリー情報交換会を開催。

## 日本認知症官民協議会（事務局：厚労省、経産省）

### 認知症バリアフリーWG（事務局：厚労省）

#### 認知症バリアフリー宣言の運用・普及

企業・団体等のバリアフリー推進に向けた取組を見る化する宣言制度を運用・普及



#### 業種別手引きの作成

認知症とともに生きることや接遇のポイントを知ってもらうことを目的に業種別に手引きを作成



#### 情報交換会

両WGの取組を共有する場として認知症バリアフリー情報交換会を共催



#### 当事者参画型開発モデルの推進

オレンジイノベーション・プロジェクトの推進



#### 認知症予防市場の環境整備

認知症関連6学会による「提言」や「指針」の整備



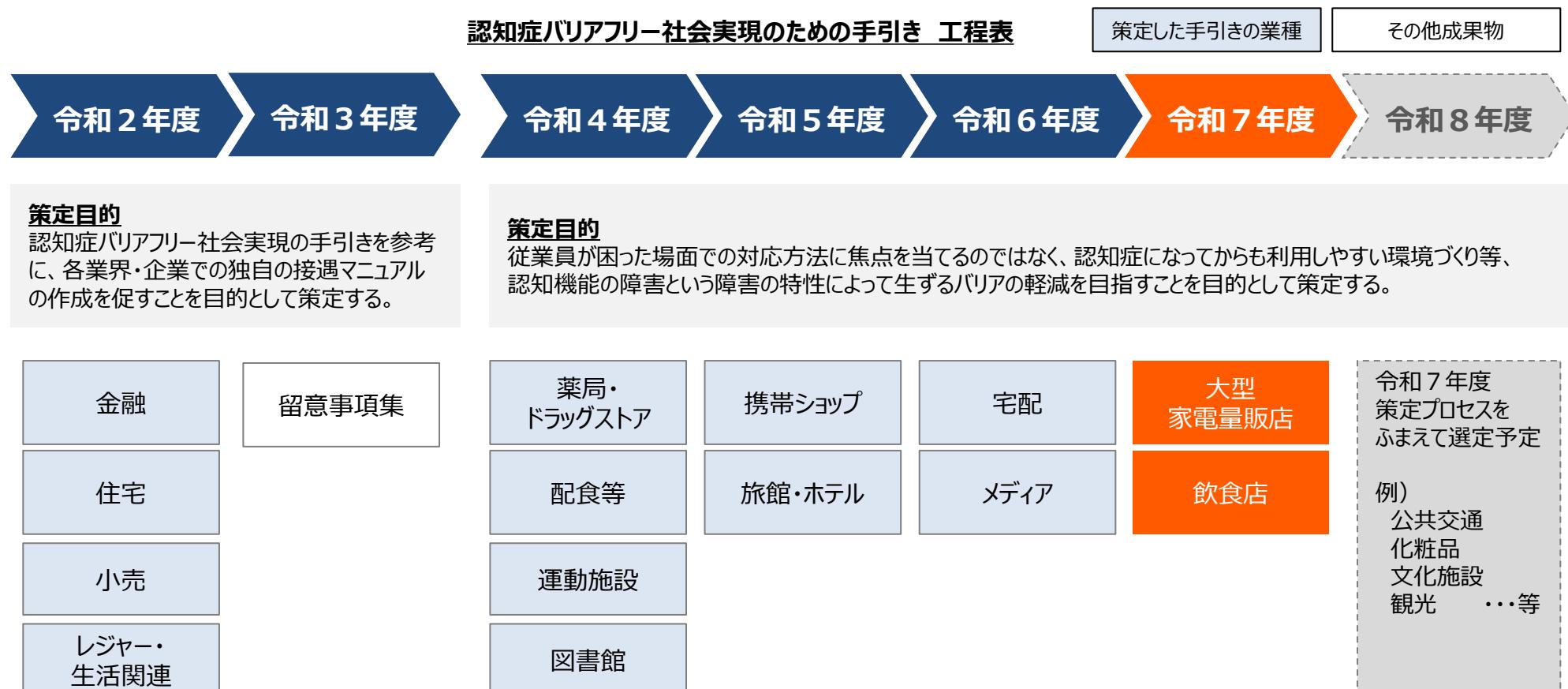
#### 研究開発の促進

共生・予防等に関するエビデンスを構築する実証事業を支援



# 認知症バリアフリー社会実現のための手引き ①作成テーマ

- 認知症バリアフリー社会実現のための手引きは、認知症の人と接する機会の多い業種に対して、認知症とともに生きることや接遇のポイントを知つてもらうことを目的に作成。令和6年度までに計12種作成済み。
- 昨年度（令和6年度）認知症バリアフリーWGにて、本年度（令和7年度）は「**大型家電量販店**」及び「**飲食店**」に関する手引きを作成する方針に決定した。認知症施策推進基本計画の記載をふまえ、認知機能の障害という障害の特性によって生ずる当該業種におけるバリアを認知症の人と家族等と共に丁寧に探究しながら、策定を進めている。



# 認知症バリアフリー社会実現のための手引き ②バリア確認会

- 前述の通り、本年度は、飲食店と大型家電量販店をテーマにした冊子を作成予定。
- 冊子作成に関する作業委員会の開催に先立ち、7月下旬に高知県にて飲食店と大型家電量販店で日本認知症本人ワーキンググループ等と連携し、バリア確認会を実施。



# 認知症バリアフリー社会実現のための手引き ③手引き作業委員会

- ・ テーマごとに手引き作業委員会を立ち上げ、手引きの構成・内容等について検討を実施中。
- ・ 第2回認知症バリアフリーWGにて各手引きの内容について報告予定。

## 【飲食店手引き作業委員会 ※50音順、敬称略】

氏名	ご所属
板谷 慎治	株式会社アレフ 店舗運営本部 直営店舗運営部 北海道・東北ゾーン ブロックリーダー
葛西 渚	株式会社アレフ SDGs推進部
紀伊 信之 【座長】	日本認知症官民協議会 事務局（株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 部長/プリンシバル）
小城 哲郎	全国飲食業生活衛生同業組合連合会 専務理事
藤田 和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 相談役理事
牧野 晋也	株式会社デニーズジャパン 総務部サステナビリティ推進兼お客様相談 総括マネジャー
山中 しのぶ	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
和田 誠	公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事

## 【開催日程】

- ・ 第1回：10月2日（月）10:00-12:00
- ・ 第2回：1月開催予定

## 【大型家電量販店手引き作業委員会 ※50音順、敬称略】

氏名	ご所属
紀伊 信之 【座長】	日本認知症官民協議会 事務局（株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 部長/プリンシバル）
小井戸 凌	株式会社ヤマダホールディングス 人事総務本部 サステナビリティ推進部 サステナビリティ課
近藤 徹也	株式会社ヤマダホールディングス サステナビリティ推進部 部長
田丸 博一	株式会社エディオン 総務人事本部 人材開発統括部 人材開発部 部長
原田 学	株式会社エディオン 総務人事本部 人材開発統括部 CS推進部 部長
藤田 和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 相談役理事
山中 しのぶ	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
和田 誠	公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事

## 【開催日程】

- ・ 第1回：9月24日（月）9:00-10:00
- ・ 第2回：1月開催予定

# 認知症バリアフリー情報交換会

- ・ 経済産業省と共に認知症バリアフリーに向けた機運醸成等を目的として開催。昨年度は企業、自治体関係者、認知症の人や家族等、計414名（内、現地101名）が参加。
- ・ **今年度は2025年11月21日（金）午後にTKP新橋カンファレンスセンターにて開催予定。**

## 【昨年度の開催概要】

日時	<ul style="list-style-type: none"><li>2024年12月19日（木）</li><li>情報交換会：13:00～15:00</li><li>交流会：15:10～16:00</li></ul>
----	--

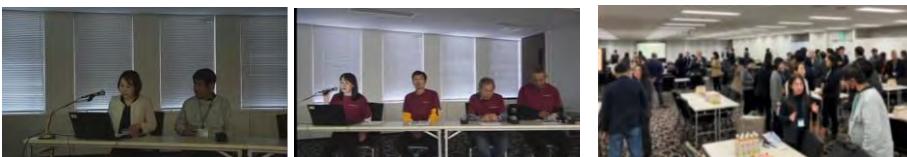
会場	<ul style="list-style-type: none"><li>TKP新橋カンファレンスセンター ホール16D</li></ul>
----	---

参加者	<ul style="list-style-type: none"><li>情報交換会：414名</li><li>現地会場参加者：101名（登壇者、関係者含む）</li><li>オンライン参加者：313名（事前申込者ベース）</li><li>交流会：91名（登壇者、関係者含む）</li></ul>
-----	---

### 情報交換会



### 交流会



演題	登壇者
厚生労働省における認知症関連施策の動向	<ul style="list-style-type: none"><li>厚生労働省 老健局 認知症総合戦略企画官 遠坂佳将氏</li></ul>
経済産業省における認知症関連施策の動向	<ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 企画官 小野聰志氏</li></ul>
本人から企業へのメッセージ	<ul style="list-style-type: none"><li>藤枝市在住 永井光彦氏</li><li>藤枝市地域包括ケア推進課 横山麻衣氏</li></ul>
家族から企業へのメッセージ	<ul style="list-style-type: none"><li>公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事 鎌田松代氏</li></ul>
企業の実践事例の紹介	<ul style="list-style-type: none"><li>トヨタ自動車株式会社 先進プロジェクト推進部 主幹 山田浩史氏</li><li>福岡市福祉局ユマニチュード推進部 認知症支援課 課長 矢野邦弘氏</li><li>豊橋鉄道株式会社 総務部 副長 赤川景子氏</li><li>株式会社イトーヨーカ堂 サステナビリティ推進部 総括マネジャー 小山遊子氏</li><li>DAY'S BLG!はちおうじ 志田武雄氏、水野秀司氏、守谷卓也氏</li><li>株式会社セブン&amp;アイ・フードシステムズ 総括マネジャー 牧野晋也氏</li></ul>

# 認知症バリアフリーWGの今後の取組のあり方 ①論点

- 認知症バリアフリー宣言等検討委員会では、認知症バリアフリーWGの今後の取組のあり方について、以下の論点について検討した。

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行や「認知症施策推進基本計画」で示された新しい認知症観の理解促進等を踏まえ、認知症バリアフリーWGで今後どのような取組や検討を行っていくべきか。
- また、現在実施している業種別手引きの作成、認知症バリアフリー情報交換会についてどのように継続・発展させていくべきか。

## 【参考】

- ・基本法：認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進（第15条第2項）

国及び地方公共団体は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進、事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定、民間における自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- ・基本計画：事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定(Ⅲ 2(5))

認知機能の障害という障害の特性によって生ずるバリアを、認知症の人と家族等と共に丁寧に探究しながら、バリアフリー化を推進していくために、日本認知症官民協議会による官民連携の下、認知症の人の生活に関わる業界向けの手引を認知症の人と家族等と共に、幅広く、個別の業種で計画的に作成し、その普及に取り組む。

# 認知症バリアフリーWGの今後の取組のあり方 ②検討状況（1／2）

- ・ 認知症バリアフリー宣言等検討委員会における検討状況は以下の通り。
  - 具体的な意見等については参考資料1に掲載。

## 〈手引きに関する事項〉

- 認知症バリアフリー社会実現のための手引きの更なる普及・活用促進に向け、簡易版や動画版の制作等、より多くの方が参照しやすい方法を検討する必要性が指摘された。
- また、手引きの作成自体を目的とせず、その活用等を通じて、バリアフリーの実現に向けた取組みを進めることの必要性についての指摘もあった。
- 手引き作成のための作業委員会での検討状況等を踏まえ、今後の手引きのあり方を検討予定。

## 〈手引き以外に関する事項〉

- 手引き以外については、以下の取組の必要性について指摘があった。
  - ① 認知症バリアフリーWGの活動を通じた認知症バリアフリーに関する社会全体での更なる機運の醸成
  - ② 認知症の人の就労継続に資する取組の推進
  - ③ 日本認知症官民協議会構成員の取組の活性化
  - ④ 認知症の人の生活におけるバリア（障壁）の明確化
  - ⑤ 小中高生等への普及啓発
  - ⑥ 多世代を巻き込んだ検討の推進

# 認知症バリアフリーWGの今後の取組のあり方 ②検討状況（2／2）

- 前頁の②認知症の人の就労継続に関する検討及び③日本認知症官民協議会構成員の取組の活性化については以下のような取組のアイデアが出された。

## ②認知症の人の就労継続に資する取組の推進

（取組例）

- 認知症バリアフリーWGを始めとした会議体に、人事労務系部署の担当者の参加が限定的であることから、人事労務系部署の担当者を集めた部会を新たに立上げ、検討を行う。
- 業種別ではなく、部署別での情報発信を検討する（人事労務系部署向け手引き等）。
- 認知症の人の就労継続に関する取組事例を全国から集め、発信する。
- ダイバーシティ＆インクルージョンの議論テーマに認知症の人の就労継続を入れるなど、関連セクターと連携して取組を推進する。

## ③日本認知症官民協議会構成員の取組の活性化

（取組例）

- 各団体に協議会及びWGの活動に関する周知や取組報告を定期的に依頼する。
- 取組報告については、官民協議会総会等の場を活用し、全国に発信する。

# ご意見をいただきたい事項

- 本日、各委員にご意見をいただきたい事項は以下の通り。

- 認知症バリアフリー宣言等検討委員会での議論や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行、「認知症施策推進基本計画」で示された新しい認知症観の理解促進等を踏まえ、認知症バリアフリーWGで今後どのような取組や検討を行っていくべきか。
- また、現在実施している業種別手引きの作成、認知症バリアフリー情報交換会についてどのように継続・発展させていくべきか。

---

# 參考資料

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（1／2）

- 令和6年1月に**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**（以下、基本法という。）**が施行。**

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

### 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

### 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に發揮することができる。
- 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- 共生社会**の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

### 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

### 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聞く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聞く。）（努力義務）

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（2／2）

- 基本的施策の1つとして「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」が位置付けられた。

## 5. 基本的施策

### ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

### ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようとするための施策

### ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようとするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

### ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

### ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

### ⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようとするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することができないようにするための施策

### ⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

### ⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようとするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聞く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

# 認知症施策推進基本計画（1／2）

- 令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、基本法という。）にもとづき、**国の認知症施策の基本計画として、「認知症施策推進基本計画」が策定された。**

## 認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

### 前文／I 認知症施策推進基本計画について／II 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
  - 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。  
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

### III 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

### IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

### V 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

# 認知症施策推進基本計画（2／2）

- 基本的施策「2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」に関して、「事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定」や「民間における自主的な取組の促進」等を実施すると示された。
- 重点目標ではアウトプット指標として「認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数」が設定された。

## 基本的施策「2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」

※一部抜粋

### 【施策の目標】

認知症の人の声を聴きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの（ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁）を除去することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会環境を確保していくことを目標として、以下の施策を実施する。

- (4) 認知症の人に適切に対応するための指針の策定
  - 日本認知症官民協議会<sup>14</sup>による官民連携の下、認知症の人と家族等が参画した、認知症の人が地域で生活する上で利用しやすい製品・サービスの開発・普及を促進するため、モデル的取組を好事例として展開し、そうした取組が自主的、継続的に進むよう取り組む。
- (5) 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定
  - 認知機能の障害という障害の特性によって生ずるバリアを、認知症の人と家族等と共に丁寧に探究しながら、バリアフリー化を推進していくために、日本認知症官民協議会による官民連携の下、認知症の人の生活に関わる業界向けの手引を認知症の人と家族等と共に、幅広く、個別の業種で計画的に作成し、その普及に取り組む。  
また、公共交通事業者においては、適切な接遇のための研修等を推進する。
- (6) 民間ににおける自主的な取組の促進
  - 認知症バリアフリーが、企業にとってビジネスチャンスとなり得るとともに、従業員の介護離職防止にも役立つということの理解促進により、企業が経営戦略の一環として認知症バリアフリーに取り組むよう、経営層を含めた企業への普及・啓発を図る。

## 重点目標3 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
・部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数	・就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数	・自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合
・認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及びKPIを設定している地方公共団体の数	・認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数	・地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合
・製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数	・認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合	
・基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数		
・医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	・認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	・認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合

# 認知症バリアフリー社会実現のための手引き：令和5年度までの活動

- 認知症バリアフリー社会実現のための手引きは、認知症の人と接する機会の多い業種に対して、認知症とともに生きることや接遇のポイントを知ってもらうことを目的に作成。
- 令和5年度までに計10種作成済み。

**旅館・ホテル編**  
誰もが安心して利用できる旅館・ホテルの実現に向けて。旅館・ホテル関係者に知っておいていただきたいことや取り組み事例を紹介。

**主な内容**

- 認知症バリアフリー社会の実現に向けて
- 誰もが利用できる旅館・ホテルへ
- 認知症バリアフリーに向けた取り組み
- 認知症の理解・参考情報

 [ダウンロードはこちら](#)

**携帯ショップ編**  
誰もが安心して来店できる携帯ショップであるために。携帯ショップの人たちに知っておいていただきたいことや取り組み事例を紹介。

**主な内容**

- 認知症バリアフリー社会の実現に向けて
- 配食等サービスでの具体的な取り組み
- 取り組み事例
- 認知症の理解・参考情報

 [ダウンロードはこちら](#)

**運動施設編**  
認知症の学びと交流の場として、認知症になってしまっても通い続けられる運動施設へ。運動施設が果たす役割や取り組み事例を紹介。

**主な内容**

- 認知症バリアフリー社会の実現に向けて
- 運動施設での具体的な取り組み
- 取り組み事例
- 認知症の理解・参考情報

 [ダウンロードはこちら](#)

**図書館編**  
認知症の学びと交流の場として、誰もが利用し続けることができる図書館へ。図書館が果たす役割や取り組みの考え方を紹介。

**主な内容**

- 認知症バリアフリー社会の実現に向けて
- 図書館に期待される役割
- 取り組みの考え方事例
- 認知症の理解・参考情報

 [ダウンロードはこちら](#)

**薬局・ドラッグストア編**  
誰もが安心して利用できる薬局・ドラッグストアの実現に向けて。薬局・ドラッグストアの果たす役割や取り組み事例を紹介。

**主な内容**

- 認知症バリアフリー社会の実現に向けて
- 薬局・ドラッグストアでの具体的な取り組み
- 取り組み事例
- 認知症の理解・参考情報

 [ダウンロードはこちら](#)

**配食等編**  
配食サービスは地域高齢者の健康支援の担い手。配食サービスはじみの関係づくりから、それぞれが果たす役割や取り組み事例を紹介。

**主な内容**

- 認知症バリアフリー社会の実現に向けて
- 配食等サービスでの具体的な取り組み
- 取り組み事例
- 認知症の理解・参考情報

 [ダウンロードはこちら](#)

**金融編**  
認知症バリアフリー社会の実現に向けて。認知症の人と接する時の基本姿勢や、金融機関での主な事例などを紹介。

**主な内容**

- 認知症バリアフリー社会の実現を目指して
- 金融機関でみられる認知症の人方が示す主な言動と接し方
- 認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み
- 参考情報

 [ダウンロードはこちら](#)

**小売編**  
認知症バリアフリー社会の実現に向けて。認知症の人と接する時の基本姿勢や、小売店舗での主な事例などを紹介。

**主な内容**

- 認知症バリアフリー社会の実現に向けて
- 小売店舗でみられる認知症の人方が示す主な言動と接し方
- 認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み
- 参考情報

 [ダウンロードはこちら](#)

**住宅編**  
認知症バリアフリー社会の実現に向けて。認知症の人と接する時の基本姿勢や、マンション生活での主な事例などを紹介。

**主な内容**

- 認知症バリアフリー社会の実現に向けて
- マンション生活でみられる認知症の人方が示す主な言動と接し方
- 認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み
- 参考情報

 [ダウンロードはこちら](#)

**レジャー・生活関連編**  
認知症バリアフリー社会の実現に向けて。認知症の人と接する時の基本姿勢や、宿泊施設や理美容の現場での主な事例などを紹介。

**主な内容**

- 認知症バリアフリー社会の実現に向けて
- 宿泊施設や理美容の現場でみられる認知症の人方が示す主な言動と接し方
- 認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み
- 参考情報

 [ダウンロードはこちら](#)

# 認知症バリアフリー社会実現のための手引き：令和6年度の活動

- 令和6年度は、宅配編の手引きとメディア向けの普及啓発に向けた冊子を作成。

## 宅配編の手引き

### 目的

- 宅配業界に向けて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」および「新しい認知症観」を普及啓発すること
- 宅配利用におけるバリア（障壁）を明らかにし、バリアを無くすためのアイディアや事例を周知すること

### 手引き作業委員会での検討

#### 第1回作業委員会

- ＜令和6年12月25日（水）＞  
・宅配利用におけるバリア（障壁）の検討  
・バリアを無くすためにできることの検討



#### 第2回作業委員会

- ＜令和7年1月28日（火）＞  
・手引き全体構成の検討  
・「総論」および「理念編」の内容の検討

#### 第3回作業委員会

- ＜令和7年2月17日（月）＞  
・手引き全体の文案の検討

## メディア向け冊子

### 作成の目的

- メディア関係者に「新しい認知症観」を知ってもらい、認知症について何をどう伝えしていくべきか、考えるきっかけとしてもらうこと
- 認知症の人とメディア関係者との対話を通じて、双方の理解を深め、認知症に関するこれからよりよいメディアのあり方について検討すること

### セミナー・意見交換会の開催

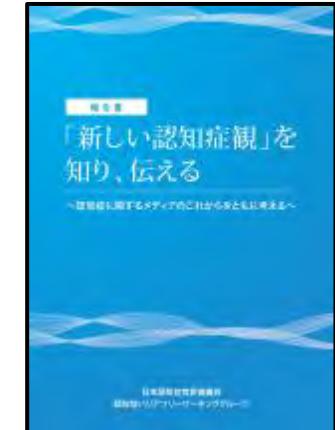
#### セミナー「認知症とともに生きることを知り、伝える」<2025年1月9日>

- 日本総研セミナー：  
「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と基本計画について
- トークセッション（JDWG藤田様、家族の会鎌田様、永田先生）  
基本法の成立と「新しい認知症観」  
認知症とともに生きる社会の実現に向けて、何をどう伝えていくのか

#### 認知症本人との対話の会（意見交換会） 「認知症に関するメディアのこれからをともに考える」

<2025年2月10日>

- 第一部：認知症のご本人の報道への思い
  - 第二部：ご本人とメディア関係者との対話
- ※希望大使 藤田様、春原様、戸上様  
※活動パートナー：金谷様、櫻井様、吉川様  
※オブザーバー：家族の会・鎌田様、永田先生



# R6認知症バリアフリー社会実現のための手引き（宅配編）（1／2）

- 認知症の人が実際に利用するフローに沿って、バリアや対応について解説。



# R6認知症バリアフリー社会実現のための手引き（宅配編）（2／2）

- ・バリアフリーに向けた取組事例や、認知症の人が働く場の環境整備の事例についても紹介。

**宅配業界の取り組み**

**現場から——ヤマト運輸(株)——**

宅配の現場でも「あのお客さん、認知症かもしれない…」といったことがあります。例えば、テレビショッピングの商品などを、毎日のように配達をするけれども、不在であったり、「(代引きにもかかわらず)お金がない」「注文していない」などと言われたりする事例です。認知症の可能性が疑われますが、個人情報の取り扱いの関係もあり、宅配業者から地域包括支援センター等の高齢者の相談窓口につなげることは難しいのが現状です。

認知症の方を含むご高齢の方のお困りごとを解決する取り組みの一つとして、宅配大手のヤマト運輸(株)は、2016年から東京都多摩市内で、暮らしのサポートサービス拠点「ネコサボステーション(以下、ネコサボ)」を開設しています。

同市内の永山地区と貝取地区の団地の商店街に開店したネコサボでは、オープンに向けて市の関係者や担当地域の地域包括支援センター等の方々と意見交換する中で、「地域の高齢者と接していくためには、認知症

に関する知識があった方が良い」というアドバイスをいただき、担当スタッフ全員が認知症サポーター養成講座を受講しました。その後、店舗で家事サポートや買い物サポートのサービス提供を行う際には、同じ話を繰り返したり、怒りっぽくなったりした高齢者の人もいましたが、講座を受講していたため、「認知症の方かな?」と冷静に受け止めることができ、その場で考えてその方にあった対応に努めることができました。

貝取地区のネコサボでは、地域包括支援センターと共に、月1回の認知症カフェ「ネコサボカフェ」を開催し、そういった取り組みを進める過程で、地域包括支援センターとの連携も一層強まっています。例えば、毎日買い物サポートを利用していた高齢者からのご注文が途絶えたときや、家事サポートの依頼があり、訪問しても応答がなかったときなどには、当社の専門スタッフが提供する自社サービスということもあり、スタッフが地域包括支援センターに直接相談することで、包括支援センターによる安否確認などの対応にスムーズにつなげることができました。また、買い物サポートサービスでは、一人暮らしの高齢者にもかかわらず大量のご注文があった際に、ご本人に何度も確認したり、ご家族の連絡先を伺っていればそのことをお伝えすることで、不要な注文を止めることができました。

※現在、永山地区と貝取地区のネコサボは市内の別のネコサボに統合されています。



**運送業で活躍**

**現場から——戸上 守さん——**

大分県在住。前頭側頭型認知症  
地方公務員の仕事をしていましたが、56歳くらいからもの忘れの症状と体調不良により退職。診断直後は、頭から布団をかぶり、引きこもっていた時期が1年ほどでしたが、現在は大分市にある「なでしこガーデンディサービス」に通っています。

ディサービスの運営会社が立ち上げた運送会社「若年運輸」で月に1、2回、パート職員としても働いています。

コピー紙の配達業務やネット通販の荷下ろし、引越し等の片づけなどを行っています。



働き盛りで  
仕事を辞めなくては  
ならなかったけれど、  
また仕事に挑戦したい

環境が整った時、  
私たちは新しい挑戦ができます。  
きっとあなたの職場に  
貢献できます。